



二十四節季

啓蟄(けいちつ)

三月六日 冬ごもり中の虫が目覚まし

姿をあらわす。

春分(しゅんぶん)

三月二十一日 昼と夜の時間が同じ。

## 節分祭

二月七日(土曜日)、一階ディールームに於いて、『節分祭』を催しました。

今年も職員から鬼の役を公平に選ぶゲームとして、「山葵入りケーキ」を食べた職員の名が鬼になること。

「鬼役」を賭けてのゲームが始まり、誰に当たるか？ 沢山のケーキの中に二つだけが「山葵入りケーキ」。誰のケーキに「山葵」が入っているのか？ 全く分からないほど迫真の演技をする職員もいれば、「山葵入りケーキ」の辛さに、我慢できずに「しかめっ面」の職員もいて、大変盛り上がりしました。



ゲームに負けた職員二名が、赤鬼、青鬼の衣装に着替えて、ご利用者の前に登場し、ご利用者の皆様から「鬼はそと、鬼はそと、福はうち、福はうち」と紅白玉を投げただき、鬼たちは外に退散しました。



## 「面会の皆様へ」

オキドキでは、ご利用者の離脱防止のため、2階、3階のエレベータの行き先ボタンにカバーを付けています。

「ご不便をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いします。」



今月から

## 『在宅復帰・在宅療養支援機能加算』を

算定いたします。

平成24年4月の介護保険制度の改正時に、国の目指す地域包括ケアの一環として、介護老人保健施設から早期に在宅での生活ができるようにという目的により、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」という項目ができました。

当施設でも、できる限り早期に住み慣れた在宅で再び生活ができるように、相談、支援に取り組んでまいりました。その結果、このたびその要件を満たし届出を行いました。この届出により、3月より入所の方の利用料金(介護保険一部負担金)が、一日当たり二十二円(ご負担して頂くこと)となります。

今後とも、医療機関よりの退院後リハビリの継続、退所前後在宅訪問、在宅生活相談、介護指導等を行い、在宅での生活が安心して行えますように、木目の細かい支援を行ってまいります。

また、在宅への退所後も、通所リハビリテーションの利用による、継続したりハビリテーションの提供、ショートステイ利用による介護者の休養なども可能です。

ご利用方法については、お気軽に支援相談員などにお問い合わせください。

## 『お花見』

日時 四月四日・五日(土・日)

九時三十分から

場所 施設近隣の桜並木をドライブする予定です。

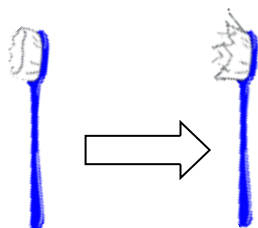
## 歯ブラシの交換について

「ご入所中の皆様には、歯ブラシを夫々ご用意して戴いておりますが、歯ブラシの毛先が広がらず、まだまだ使えそうに見えても、弾力は弱くなっています。

また、歯ブラシの毛が広がっていると歯垢を落としにくくなります。歯ブラシの取り替え時期は「一ヶ月に一回」が目安と言われております。

「ご入所中の正しい歯のブラッシングが出来ますように、ご家族の皆様には定期的な歯ブラッシングの交換をお願いします。尚、歯ブラシには、名前をお書き下さい。

歯ブラシは定期的に交換しましょう



新しい歯ブラシ 交換時期の歯ブラシ

## 「不要な品はお持ち帰り下さい。」

当施設は、限られた居住空間の中で、ご利用者の皆様に「ご利用いただいております、床頭台以外の場所に衣装ケース・荷物等を置かれずと、ご利用者様の移動の妨げや、ベッド周辺が不衛生になるなどの問題が生じます。このため、「必要以上の荷物の持込み」は「遠慮下さい。」

また、「使用にならない「衣類」「クラブの作品」など、頻繁にお使いにならない品などは、この機会にお持ち帰りをお願い致します。

「ご利用者皆様の快適な生活を保つためにも、ご関係者の皆様の「ご理解」とご協力を重ねてお願い致します。」



## 「お願い」

### 「ご家族洗濯の皆様へ」

「ご家族洗濯の方の衣類は、入浴終了後に施設スタッフがご利用者毎にビニール袋に入れ、床頭台に置いておりますが、長期間洗濯されないと「異臭」「感染の原因」となります。衛生環境維持のためにも、週一〜二回は、衣類交換をお願い致します。また、「汚れ物」の一時的な収納・持ち帰り用に、「防水性の袋」を3枚程度「ご用意ください。」

### 業者洗濯の皆様へ

洗濯代が三カ月分滞納されますと、業者洗濯の利用が出来なくなりますので、毎月、業者指定の支払日迄に、指定方法でお支払い下さい。

注尚、オキドキ受付で、洗濯業者への支払いは出来ませんので「注意下さい」

### 《総務課より》

利用料のお支払いは毎月十五日までになつておりますので「ご協力ください。」  
尚、窓口でのお支払いは年中無休、午前九時〜午後四時までとなっております。

